

広島県告示第八百九十三号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定によって、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成十九年九月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 水源かん養保安林

江の川上流		太田川		太田川上流		小瀬川上流		太田川下流		可愛川		三篠川		生田川											
森林計画区名		皆伐による伐採面積の許容限度を定める集団の所在場所		包括市町名		皆伐面積の限度（ヘクタール）																			
太田川		上水内川		広島市（佐伯区〔湯来町及び杉並台に限る。〕に限る。）及び廿日市市（吉和に限る。）		八一四・三三三		太田川上流		山県郡安芸太田町及び同郡北広島町（宮迫、岩戸、新庄、大朝、田原、篠津、大塚、有田、有間、石井谷、今田、後有田、川井、川東、木次、蔵迫、古保利、新氏神、新郷、新都、惣森、寺原、中山、春木、本地、南方、壬生、舞綱及び丁保余原を除く。）		二、一一七・五八		太田川下流		広島市（東区〔馬木一丁目から馬木九丁目まで、馬木町、上温品一丁目から上温品四丁目まで、温品一丁目から温品八丁目まで、温品町、福田一丁目から福田八丁目まで及び福田町に限る。〕、安佐北区〔白木町に限る。〕、安芸区及び佐伯区を除く。）		一三四・四八							
		小瀬川上流		廿日市市（玖島、永原、峠、友田、河津原、津田、浅原、虫所山、飯山、中道及び栗栖に限る。）		三三六・一四		可愛川		山県郡北広島町（宮迫、岩戸、新庄、大朝、田原、篠津、大塚、有田、有間、石井谷、今田、後有田、川井、川西、川戸、川西、川東、木次、蔵迫、古保利、新氏神、新郷、新都、惣森、寺原、中山、春木、本地、南方、壬生、舞綱及び丁保余原に限る。）		四六四・八一		三篠川		広島市（安佐北区〔白木町に限る。〕に限る。）		安芸高田市（向原町に限る。）		安芸高田市（向原町を除く。）		三二五・八四		七五五・四四	

太田川												
	瀬野川	三津地区	黒瀬川上流	沼田川上流	尾道地区	世羅台地	芦田川	神石地区	甲奴地区	東城川	西城川く比和川	神野瀬川
同郡坂町	呉市(音戸町、倉橋町、下蒲刈町、蒲刈町、安浦町、川尻町、豊浜町及び豊町を除く。)	呉市(安浦町及び川尻町に限る。)、竹原市及び東広島市(安芸津町に限る。)	東広島市(高屋町、福富町、豊栄町、河内町及び安芸津町を除く。)	三原市(大和町に限る。)及び東広島市(高屋町、福富町、豊栄町及び河内町に限る。)	尾道市(向東町、因島土生町、因島田熊町、因島三庄町、因島椋浦町、因島鏡浦町、因島外浦町、因島中庄町、因島大浜町、因島重井町、因島原町、因島洲江町、瀬戸田町及び向島町を除く。)	世羅郡世羅町(大字小国、大字上津田、大字黒川、大字下津田、大字中、大字長田、大字山中福田及び大字吉原を除く。)	福山市(内海町を除く。)	府中市(上下町に限る。)	三次市(甲奴町に限る。)	庄原市(東城町に限る。)	庄原市(総領町、東城町及び高野町を除く。)	三次市(甲奴町を除く。)
	二〇・八〇	二二・三六	七七・六〇	一六七・三四	三・〇八	一八六・七六	三三二・五九	七七四・九六	三三六・八九	三九九・七二	一、三九九・八八	一、八二二・四〇

				太田川	
甲田	安芸高田市(甲田町に限る。)	一三・三四			
向原	安芸高田市(向原町に限る。)	四六・一六			
広島	広島市(佐伯区〔湯来町及び杉並台に限る。〕を除く。)	五五八・〇八			
湯来	広島市(佐伯区〔湯来町及び杉並台に限る。〕に限る。)	五七・一七			
大竹	大竹市	一四九・六五			
廿日市	廿日市市(宮島口一丁目から宮島口四丁目まで、宮島口上一丁目、宮島口上二丁目、宮島口東一丁目から宮島口東三丁目まで、宮島口西一丁目から宮島口西三丁目まで、深江一丁目から深江三丁目まで、福面一丁目から福面三丁目まで、対巖山一丁目から対巖山三丁目まで、前空一丁目から前空六丁目まで、物見東一丁目、物見西一丁目から物見西三丁目まで、上の浜一丁目、上の浜二丁目、下の浜、梅原一丁目、梅原二丁目、塩屋一丁目、塩屋二丁目、沖塩屋一丁目から沖塩屋四丁目	七一・〇二			
吉和	廿日市市(吉和に限る。)	〇・八四			
佐伯	廿日市市(玖島、永原、峠、友田、河津原、津田、浅原、虫所山、飯山、中道及び栗栖に限る。)	一四一・二四			
大野	廿日市市(宮島口一丁目から宮島口四丁目まで、宮島口上一丁目、宮島口上二丁目、宮島口東一丁目から宮島口東三丁目まで、宮島口西一丁目から宮島口西三丁目まで、深江一丁目から深江三丁目まで、福面一丁目から福面三丁目まで、対巖山一丁目から対巖山三丁目まで、前空一丁目から前空六丁目まで、物見東一丁目、物見東二丁目、物見西一丁目から物見西三丁目まで、上の浜一丁目、上の浜二丁目、下の浜、梅原一丁目、梅原二丁目、塩屋一丁目、塩屋二丁目、沖塩屋一丁目から沖塩屋四丁目	一二四・五四			

										瀬戸内														
府中	新市	神辺	沼隈	内海	福山	向島	御調	瀬戸田	因島	尾道	久井	本郷	大和	三原	竹原	豊	豊浜	川尻	安浦	蒲刈	下蒲刈	倉橋	音戸	呉
府中市（上下町を除く。）	福山市（新市町に限る。）	福山市（神辺町に限る。）	福山市（沼隈町に限る。）	福山市（内海町に限る。）	福山市（内海町、沼隈町、神辺町及び新市町を除く。）	尾道市（向島町に限る。）	尾道市（御調町に限る。）	尾道市（瀬戸田町に限る。）	尾道市（因島土生町、因島田熊町、因島三庄町、因島椋浦町、因島鏡浦町、因島外浦町、因島中庄町、因島大浜町、因島重井町、因島原町及び因島洲江町に限る。）	尾道市（因島土生町、因島田熊町、因島三庄町、因島椋浦町、因島鏡浦町、因島外浦町、因島中庄町、因島大浜町、因島重井町、因島原町、因島洲江町、瀬戸田町、御調町及び向島町を除く。）	三原市（久井町に限る。）	三原市（本郷町に限る。）	三原市（大和町に限る。）	三原市（大和町、本郷町及び久井町を除く。）	竹原市	呉市（豊町に限る。）	呉市（豊浜町に限る。）	呉市（川尻町に限る。）	呉市（安浦町に限る。）	呉市（蒲刈町に限る。）	呉市（下蒲刈町に限る。）	呉市（倉橋町に限る。）	呉市（音戸町に限る。）	呉市（音戸町、倉橋町、下蒲刈町、蒲刈町、安浦町、川尻町、豊浜町及び豊町を除く。）
五五・七九	二一・八〇	六三・一三	四一・一二	一五・七六	二二〇・九四	一・二二	一二七・六九	七・〇二	八・三八	一二二・一〇	七六・三七	一二七・二八	一一〇・四三	二六七・九六	一七六・一八	〇・三六	〇・七八	四五・九四	七二・二四	一・二六	二・七二	二五・〇八	一・五六	一二七・三四

世羅西	世羅	甲山	木江	東野	大崎	大柿	沖美	能美	江田島	安芸津	河内	豊栄	福富	黒瀬	東広島	上下
世羅郡世羅町(大字小国、大字上津田、大字黒川、大字下津田、大字中、大字長田、大字山中福田及び大字吉原に限る。)	世羅郡世羅町(大字青水、大字青山、大字井折、大字賀茂、大字京丸、大字黒渕、大字三郎丸、大字重永、大字津口、大字寺町、大字田打、大字徳市、大字戸張、大字中原、大字西神崎、大字東神崎、大字堀越、大字本郷及び大字安田に限る。)	世羅郡世羅町(大字青近、大字赤屋、大字伊尾、大字宇津戸、大字小世良、大字小谷、大字川尻、大字甲山、大字西上原、大字東上原及び大字別迫に限る。)	豊田郡大崎上島町(木江、沖浦及び明石に限る。)	豊田郡大崎上島町(東野に限る。)	豊田郡大崎上島町(中野、原田及び大串に限る。)	江田島市(大柿町に限る。)	江田島市(沖美町に限る。)	江田島市(能美町に限る。)	江田島市(江田島町に限る。)	東広島市(安芸津町に限る。)	東広島市(河内町に限る。)	東広島市(豊栄町に限る。)	東広島市(福富町に限る。)	東広島市(黒瀬町、黒瀬学園台、黒瀬春日野一丁目、黒瀬春日野二丁目、黒瀬切田が丘一丁目から黒瀬切田が丘三丁目まで、黒瀬桜が丘一丁目、黒瀬松ヶ丘、福富町、豊栄町、河内町及び安芸津町を除く。)	府中市(上下町に限る。)	
二四・一五	七四・八八	一八三・一八	七・八四	〇・〇一	五・四四	九・六〇	二九・三八	四・一二	四一・四〇	六〇・九〇	九八・〇六	五五・三六	二一・八〇	六五・七二	三二二・一五	四二・七九

三 干害防備保安林

森林計画区名	皆伐による伐採面積の許容限度を定める集団の所在場所	皆伐面積の限度 (ヘクタール)
瀬戸内	府中市(上下町に限る。)	三・〇〇
	東広島市(黒瀬町、黒瀬学園台、黒瀬春日野一丁目、黒瀬春日野二丁目、黒瀬切田が丘一丁目から黒瀬切田が丘三丁目まで、黒瀬桜が丘一丁目、黒瀬松ヶ丘、福富町、豊栄町、河内町及び安芸津町を除く。)	七・五〇

四 保健保安林

皆伐による伐採面積の許容限度を定める集団の所在場所	皆伐面積の限度 (ヘクタール)
高梁川上流森林計画区	一・七四
江の川上流森林計画区	三一・〇六
太田川森林計画区	二六九・七四
瀬戸内森林計画区	一三三・三五